

令和 7 年 9 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

令和 7 年 9 月 1 日

も く じ

報告第 9 号	交通事故に係る専決処分の報告について-----	1
報告第 10 号	道路上にて発生した事故に係る専決処分の報告について-----	2
議案第 52 号	令和 7 年度大東市一般会計補正予算（第 2 次）について-----	別冊
議案第 53 号	令和 7 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 次） について-----	別冊
議案第 54 号	令和 7 年度大東市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 次）について-----	別冊
議案第 55 号	令和 7 年度大東市火災共済事業特別会計補正予算（第 1 次） について-----	別冊
議案第 56 号	令和 7 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 1 次）につ いて-----	別冊
議案第 57 号	令和 7 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 次）について-----	別冊
議案第 58 号	令和 7 年度大東市移管市営住宅事業特別会計補正予算（第 1 次）について-----	別冊
議案第 59 号	令和 7 年度大東市水道事業会計補正予算（第 1 次）について----	別冊
議案第 60 号	大東市教育委員会委員の任命について-----	3
議案第 61 号	総合文化センター舞台設備等大規模改修工事請負契約につい て-----	4
議案第 62 号	令和 6 年度大東市水道事業利益剰余金処分について-----	5
議案第 63 号	大東市立四条畷駅西自転車駐車場、大東市立野崎駅南自転車 駐車場及び大東市立野崎駅西自転車駐車場の指定管理者の指 定について-----	6
議案第 64 号	大東市公正な職務の執行の確保等に関する条例について-----	7
議案第 65 号	大東市職員の育児休業等に関する条例及び大東市に勤務する 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す る条例について-----	1 2
議案第 66 号	大東市市税条例の一部を改正する条例について-----	1 6

議案第 6 7 号	大東市下水道条例の一部を改正する条例について-----	2 1
議案第 6 8 号	大東市水道事業給水条例及び大東市戸別浄化槽施設の設置及 び管理に関する条例の一部を改正する条例について-----	2 3
議案第 6 9 号	大東市議会議員及び大東市長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例の一部を改正する条例について-----	2 6
議案第 7 0 号	大東市議会議員及び大東市長の選挙におけるビラの作成の公 費負担に関する条例の一部を改正する条例について-----	2 8

報告第9号

交通事故に係る専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和7年9月1日提出

大東市長 逢坂伸子

- | | |
|---------------|---|
| 1 専 決 処 分 の 日 | 令和7年4月21日 |
| 2 損害賠償の相手方 | <div> </div> <div> </div> |
| 3 損 害 賠 償 の 額 | 金881,500円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和6年12月17日大東市役所来庁者駐車場内において、本市自動車（総務課）が駐車するために後退したが、駐車枠に収まらなかったことから再度前進したところ、当該自動車の左前方に駐車していた相手方自動車に接触し、損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

報告第10号

道路上にて発生した事故に係る専決処分の報告について

道路上にて発生した事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和7年9月1日提出

大東市長 逢坂伸子

- | | |
|---------------|--|
| 1 専 決 処 分 の 日 | 令和7年5月27日 |
| 2 損害賠償の相手方 | <div> </div> <div> </div> |
| 3 損 害 賠 償 の 額 | 金783円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和7年5月2日相手方が大東市諸福一丁目14番12号先の本市が管理する道路上を東から西へ歩行していたところ、集水枡の溝蓋が外れていたことにより、相手方が転落し、負傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

議案第60号

大東市教育委員会委員の任命について

大東市教育委員会委員 太田 忠雄氏の任期が、令和7年10月7日満了するにつき、同氏を再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月1日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

住 所	
氏 名	太 田 忠 雄
生年月日	

公 職 歴

平成17年4月	～	平成21年3月	大東市立深野北小学校長
平成21年4月	～	平成25年3月	大東市立氷野小学校長
平成28年9月	～	現在	大東市教育委員会委員

議案第61号

総合文化センター舞台設備等大規模改修工事請負契約について

総合文化センター舞台設備等大規模改修工事請負契約を次のとおり締結する。

令和7年9月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 総合文化センター舞台設備等大規模改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金428,890,000円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪市北区池田町1番43号三精ビル
三精工事サービス株式会社
代表取締役社長 畑中 祐介 |

理 由

締結しようとする契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第2条に定める議会の議決に付すべき契約の要件（予定価格の金額が1億5,000万円以上の工事の請負に係るものであること。）に該当するため。

議案第 6 2 号

令和 6 年度大東市水道事業利益剰余金処分について

令和 6 年度大東市水道事業利益剰余金を次のとおり処分する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

1	当年度未処分利益剰余金	463, 406, 319 円	
2	利益剰余金処分額		
(1)	資本金	△213, 103, 744 円	
(2)	減債積立金	0 円	
(3)	建設改良積立金	<u>△150, 000, 000 円</u>	<u>△363, 103, 744 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u>100, 302, 575 円</u>

理 由

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

議案第 63 号

大東市立四条畷駅西自転車駐車場、大東市立野崎駅南自転車駐車場及び大東市立野崎駅西自転車駐車場の指定管理者の指定について

大東市立四条畷駅西自転車駐車場、大東市立野崎駅南自転車駐車場及び大東市立野崎駅西自転車駐車場の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

- | | |
|-----------|---|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立四条畷駅西自転車駐車場
大東市立野崎駅南自転車駐車場
大東市立野崎駅西自転車駐車場 |
| 2 指定管理者 | 大阪市北区曽根崎新地二丁目 5 番 3 号
株式会社駐輪サービス |
| 3 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで |

議案第 64 号

大東市公正な職務の執行の確保等に関する条例について

大東市公正な職務の執行の確保等に関する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

職員が遵守すべき職務に係る倫理原則、要望等に対して職員が採るべき措置等を明確化することにより、職員の公正な職務の執行の確保と市政の透明化を推進し、もって公務の適正な運営に資するため。

大東市公正な職務の執行の確保等に関する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 職員の基本姿勢（第3条・第4条）
- 第3章 要望等への対応（第5条—第9条）
- 第4章 雑則（第10条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、職員の法令等の遵守及び倫理の保持を図るとともに、要望等に対して職員が採るべき措置について必要な事項を定めることにより、公正な職務の執行の確保と市政の透明化を推進し、もって公務の適正な運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任命権者 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第6条第1項に規定する任命権者（同条第2項の規定により権限の一部を委任された者を含む。）をいう。
- (2) 職員 地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する本市の職員をいう。
- (3) 要望等 職員以外のものが職員に対して行う当該職員の職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類する行為をいう。
- (4) 法令等 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び規則（規程を含む。）並びに本市の機関がその職務を執行するために定める基準をいう。
- (5) 特定要求 要望等のうち、特定の個人又は団体（以下「特定の個人等」という。）にのみ有利な取扱いをすること（不作為を含む。第5条第2項において同じ。）を求めるもの（通常の適正な職務の執行に係るものであることが明らかであるものを除く。）をいう。

(6) 不当要求 次に掲げるものをいう。

ア 特定要求のうち、正当な理由なく次に掲げることを求める要望等

(ア) 特定の個人等に対して著しく有利又は不利な取扱いをすること。

(イ) 特定の個人等に対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げる
こと。

(ウ) 執行すべき職務を行わないこと。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、明らかに職員の公正な職務の執行を妨げ
ること。

イ 法令等に違反すること又は職員としての職務に係る倫理に著しく反することを求
める要望等

ウ 暴力、威圧的な言動その他の社会的相当性を逸脱した手段による要望等

第2章 職員の基本姿勢

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、法令等の遵守の重要性を認識するとともに、市民全体の奉仕者であり、
市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について
市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしては
ならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属す
る組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、職務上の権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈
与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

4 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに
取り組まなければならない。

5 職員は、職務の遂行に当たっては、職務上知り得た秘密を漏らすことにより公共の利
益を害することのないよう、法令等に定める守秘義務を念頭に置き、これに取り組まな
なければならない。

6 職員は、事務の執行に当たっては、原則として文書により処理するものとし、常に文
書を正確に作成し、及び適正に管理しなければならない。

7 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に
認識して行動しなければならない。

(任命権者及び管理監督者の責務)

第4条 任命権者は、職員の法令等の遵守及び倫理の保持が図られるよう研修を実施するとともに、組織体制の整備その他この条例の目的を達成するために必要な措置を講じなければならない。

2 管理又は監督の地位にある職員は、その職務に係る法令等の遵守及び倫理の保持について自らの責務を自覚するとともに、所属の職員に対して適切な指導を行わなければならない。

第3章 要望等への対応

(要望等に対する基本原則)

第5条 職員は、次項及び第3項に定める場合を除き、市政に関する要望等について、その重要性を十分に認識し、誠実かつ適正に対応しなければならない。

2 職員は、特定要求が行われた場合は、第三者の権利利益を害することのないよう十分に留意し、特定の個人等にのみ有利な取扱いをすることのないよう、慎重かつ適切に対応しなければならない。

3 職員は、不当要求が行われた場合（不当要求が行われるおそれが切迫していると認められる場合を含む。第8条において同じ。）は、公正な職務の執行の確保を図るため、組織的にかつ毅然とした態度で対応し、これを拒否しなければならない。

(要望等の記録)

第6条 職員は、口頭により要望等を受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。この場合において、当該記録をするに当たっては、不実又は虚偽の記載をしてはならない。

2 職員は、要望等の趣旨及び内容を正確に把握するため、要望等を行ったもの（以下「要望者」という。）に対し、その要望等の内容を記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次項において同じ。）の提出を求めることができる。

3 職員は、要望等の内容が記録された書面又は電磁的記録が提出されたときは、要望者にその内容を確認するものとする。

(記録の例外)

第7条 職員は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その要望等の内容の記録を省略することができる。

(1) 公式又は公開の場における要望等であって、議事録その他これに類するものとして別に記録されるとき。

(2) 要望等の内容が単なる問合せ又は事実関係の確認であることが明らかであるとき。

(3) 要望等の内容が次のいずれかに該当するとき（その要望等の内容に特定要求又は不当要求に係るものが含まれるときを除く。）。

ア 相談業務における要望等のうち、職員が多数の要望者からの同種の要望等に対し順次対応するようなものであって、個別に記録する必要性が乏しいもの

イ 相談業務における要望等のうち、その場で用件が終了し、職員が要望者に対して改めて対応し、又は回答する必要がないもの

ウ 公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされる軽易なもの（不当要求の行為者への警告等）

第8条 任命権者は、不当要求が行われた場合は、当該不当要求を行ったものに対し、書面による警告、氏名等の公表、捜査機関への告発その他不当要求を中止させるために必要な措置を講ずるものとする。

（体制の整備）

第9条 市は、不当要求に対し、市として統一的な対応方針を定め、組織的に対応するための体制を整備するものとする。

第4章 雑則

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 5 号

大東市職員の育児休業等に関する条例及び大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

大東市職員の育児休業等に関する条例及び大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）の一部が改正され、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行されること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市職員の育児休業等に関する条例及び大東市に勤務する企業職員の給与
の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（大東市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 大東市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第2項の」を「から第3項まで及び第5項の」に改める。

第21条第1号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第22条の見出しを「(第1号部分休業の承認)」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第22条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

第22条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間

数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(第24条において「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第23条第1項及び第2項中「除く。)が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第24条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和40年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「一部（2時間）」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条中大東市職員の育児休業等に関する条例第22条第3項の改正規定（「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の大東市職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第 66 号

大東市市税条例の一部を改正する条例について

大東市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）等の一部が施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市市税条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第18条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たば

こ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の大東市市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正

前の大東市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、大東市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）大東市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 67 号

大東市下水道条例の一部を改正する条例について

大東市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた者が排水設備の新設等の工事を行うことができることとすること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市下水道条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市下水道条例（平成 9 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「(以下)」を「(第 5 条第 1 項ただし書を除き、以下)」に改める。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に当該工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 11 条第 1 項第 11 号中「又は臭気」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第68号

大東市水道事業給水条例及び大東市戸別浄化槽施設の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例について

大東市水道事業給水条例及び大東市戸別浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月1日提出

大東市長 逢坂 伸子

理 由

災害その他非常の場合において、他の市町村長等の指定を受けた者等が給水装置工事等
を行うことができるよう、所要の改正を行うため。

大東市水道事業給水条例及び大東市戸別浄化槽施設の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（大東市水道事業給水条例の一部改正）

第1条 大東市水道事業給水条例（平成9年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(以下)」を「(第6条第1項ただし書を除き、以下)」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者に給水装置工事を施行させる必要があると認めるときは、この限りでない。

（大東市戸別浄化槽施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 大東市戸別浄化槽施設の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(以下「管理者」を「(第18条ただし書を除き、以下「管理者」に改める。

第18条中「第5条の規定により管理者の指定を受けた排水設備工事に係る」を「第5条本文に規定する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、上下水道事業管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に当該工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 69 号

大東市議会議員及び大東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

大東市議会議員及び大東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

理 由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 200 号）が令和 7 年 6 月 4 日から施行されたことに鑑み、大東市議会議員及び大東市長の選挙における候補者が選挙運動のために使用する選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額の引上げを行うため。

大東市議会議員及び大東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市議会議員及び大東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 70 号

大東市議会議員及び大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例について

大東市議会議員及び大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

大東市長 逢 坂 伸 子

理 由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 200 号）が令和 7 年 6 月 4
日から施行されたことに鑑み、大東市議会議員及び大東市長の選挙における候補者が選挙
運動のために使用するビラの作成に係る公費負担の限度額の引上げを行うため。

大東市議会議員及び大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市議会議員及び大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成
19年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第2条及び第4条の規定は、この条例の施行の日以後その期
日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙につ
いては、なお従前の例による。

印刷物番号

7 - 2 9
